

深谷、友呂岐排水機場運転管理業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び設計図書、仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に作業に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

深谷、友呂岐排水機場運転管理業務委託特記仕様書

(適用)

第1条 寝屋川市（以下「発注者」という。）が委託する深谷、友呂岐排水機場運転管理業務委託は、この特記仕様書が優先するものとし、受注者はこの仕様書に基づき本業務を遂行するものとする。

(業務概要)

第2条 委託業務の概要は下記のとおりである。

- (1) ポンプの運転監視及び制水門の開閉
- (2) 施設及び各種機器の点検・整備
- (3) 施設構内の清掃、整理及び環境整備
- (4) 施設敷地内（河川区域含む）の草刈、清掃、投棄物等の集積、整理
- (5) 緊急時対応

(委託期間)

第3条 委託業務の期間は下記のとおりとする。

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(管理施設の概要)

第4条 管理施設は以下のとおりである。

- (1) 深谷排水機場及び付帯施設（枚方市出口六丁目7番4号）
- (2) 友呂岐排水機場及び付帯施設（寝屋川市南水苑町33番1号）

2 管理施設の概要は以下のとおりである。

(1) 【深谷排水機場】

ア 主ポンプ

口径 1,000 mm－12m－132.6 m³/min 2台

イ 主ポンプ用原動機

ディーゼルエンジン 530PS 2台

ウ 非常用自家発電機

20KVA×30PS 1台

エ 補機類

取水ポンプ、冷却水ポンプ等	1 式
オ 電気設備	
受変電盤、制御盤、監視操作盤等	1 式
カ その他	
その他付帯施設	1 式
(2) 【友呂岐排水機場】	
ア 主ポンプ	
口径 1,000 mm－2.3m－131 m ³ /min	3 台
イ 主ポンプ用原動機	
(ア) 電動機 75KW	2 台
(イ) ディーゼルエンジン 110PS	1 台
ウ 非常用自家発電機	
15KVA×19PS	1 台
エ 補機類	1 式
オ 電気設備	
受変電盤、制御盤、監視操作盤等	1 式
カ その他	
その他付帯施設	1 式

(業務取扱時間)

第5条 業務取扱時間は次のとおりとする。

(1) 保守点検業務

午前 9:00～午後 5:00

(2) 運転操作監視業務

ア 深谷排水機場

年 309 日 午前 8:00～12:00

イ 友呂岐排水機場

年 309 日 午前 9:00～12:00・午後 5:00～午後 6:00

(3) その他の業務

ア 深谷排水機場

必要に応じ随時 (年 30 回)

イ 友呂岐排水機場

必要に応じ随時（年 30 回）

- (4) 総取扱時間の範囲内において日・時間を変更することがありこの場合には発注者の指示に従うものとする。

（運転監視業務）

第 6 条 各機器の運転監視は、発注者と協議のうえ降雨量、内外水位、その他の状況を勘案し、必要に応じ行うものとする。

（保守点検業務）

第 7 条 設備の正常な運転を確保するために必要な作業で、大要は次のとおりとする。

- (1) 年次点検 1 回、月例点検 12 回及び日常点検とし、点検内容・時期については発注者と協議の上、定めるものとする。
- (2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼動するよう清掃、防錆、注油などのほか、軽微な設備の修繕を含むものとする。
- (3) 消防設備点検（年 2 回）

ア 深谷排水機場	消火器	100 型	1 台
		50 型	1 本
		10 型	4 本
		誘導灯	1 灯
イ 友呂岐排水機場	消火器	20 型	4 本

（関係法令の遵守）

第 8 条 電気工作物、危険物、機械設備等の取扱には、労働安全衛生法等の関係法令に従い安全に十分注意を払い従事しなければならない。

（労務管理）

第 9 条 受注者は業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、業務に支障を来たさないよう努めなければならない。また、労働基準法及び関係法令を遵守するとともに、労務管理にも万全を期し、従業員の労務管理上の一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、業務の遂行にあたり必要な有資格者を配置し、また関係法令で定められた責任者の選任、届出を行うものとする。

(業務計画書)

第 10 条 受注者は、契約後速やかに業務取扱計画書を提出するものとし、その内容については、次の事項とする。

- (1) 運転監視業務計画
- (2) 保守点検業務計画
- (3) 作業従事者名簿
- (4) 緊急連絡体制
- (5) その他必要と思われること。

(業務報告)

第 11 条 運転監視及び保守点検の結果について、その記録を毎翌月の初めに提出し、報告をするものとする。

- 2 前記の保守点検の結果、機械設備その他に異常を認めたときは、直ちに発注者に連絡しその措置について打合せを行い指示に従わなければならない。

(支給品)

第 12 条 施設の運営上必要な燃料・光熱水及び消耗品類は発注者が支給するが、その受け渡し及び取扱いの注意事項については、発注者の指示に従うものとする。

- 2 保守点検業務に必要な工具、測定器具及び消耗品類については、受注者の負担とする。

(業務の引継ぎ)

第 13 条 受注者が前受注者と異なる場合、受注者は本業務に先行して前受注者から引継ぎを受け、円滑に業務を引継ぐため必要な人員を配置しなければならない。なお前受注者からの業務引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 受注者は業務期間完了後、次の受注者と異なる場合は、次の受注者に対し本委託業務が支障なく継続されるよう引継ぎを行わなければならない。なお業務引継ぎに要する経費は受注者の負担とする。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

(見積参考資料)

第 15 条 本資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札（見積）参加者の適正・迅速な見積に供するため参考を示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため履行方法等業務を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めること。

本委託業務で採用している見積単価は以下のとおり。

工種	種別	単位	単価（円）	備考
ポンプ場管理業務	消防設備点検	式	106,600	